

ガイドラインで星★★★★で4段階の評価を示す

国交省告示の施工能力評価制度とは

3月31日に専門工事会社の施工能力「見える化評価制度」告示・指針公表

施工能力の見える化制度 3/31告示、4/1施行

国土交通省が3月31日告示、4月1日施行の「専門工事会社の施工能力を見える化し評価する制度に関する告示」と「ガイドライン」を公表しました(ニュース第63号既報)。今後、内容詳細を紹介していきます。

告示では、CCUSに「登録・蓄積された情報などを用いて、国交大臣認定の評価基準に基づき企業の基礎情報、施工能力、コンプライアンスを4段階で評価する」と定義、専門工事企業の施工能力の評価制度の大枠を告示し、詳細をガイドラインで明記しています。

◆施工能力の評価制度の概要

施工能力の「見える化」評価制度は人を大切にし、施工能力の高い専門工事会社が適正に評価され、選ばれる環境を整備するために創設されます。技能者の処遇改善と働き手の養成を促進し、さらに安全・安心で社会に貢献する建設業となることを醸成するための仕組みです。

技能者の能力評価(レベル判定システム)などと連携し、CCUSを活用した施工能力の評価システムづくりが開始されます。

◆施工能力評価は業種別に実施

職種別の専門工事業団体である評価実施機関(原則、技能者の能力評価実施機関)が、今後、各職の施工能力の「見える化」評価基準を策定し、国交省の認定を受け、評価の実施方法などを届け出て、評価の基準と実施規定に基づき、建設事業者を評価します。今年後半以降、認定された各職の団体から認定されていきます。

◆評価基準は

策定される基準は3項目で、①基礎情報、

②施工能力、③コンプライアンス、です。

評価項目は、(1)全職種で採用する「共通評価内容」と、(2)職種ごとに定める「選択評価内容」で構成されています。

(1)業界共通の「共通評価内容」の配点

評価は職種ごとに国交省が認定する評価実施機関が行い、3項目(基礎情報、施工能力、コンプライアンス)の「共通評価内容」の詳細について、各業種で点数を配分します。

(2)職種ごとの「選択評価内容」詳細と配点

評価実施機関が職種ごとに3項目(基礎情報、施工能力、コンプライアンス)の「選択評価内容」を設定することができ、詳細内容と配点を決め、配点数は「共通評価内容」の配点を上限とします。

評価結果通知書				別紙4
申請者				
フリガナ	〇〇ケンセツ			
事業者名	〇〇建設(株)		職種	〇〇
事業者ID	1234	5678	1234	
評価結果は以下のとおりとなります。				
見える化評価の結果				
見える化評価項目			評価の段階	
基礎情報			☆☆☆☆	
施工能力			☆☆☆☆	
コンプライアンス			☆☆☆☆	
				年 月 日
				一般社団法人〇〇工事業協会
				〇〇〇〇 印

◆施工能力評価は星☆1～☆4つの4段階

「見える化評価項目」ごとに「☆」(星印)で評価し、最上位を「☆☆☆☆」(四つ星)とする4段階の評価基準です。

評価結果は、公共事業や民間大手現場の発注者だけでなく、住宅建設分野のエンドユーザー・施主へのアピールという観点から、評価実施団体が公表するほか、国交省のホームページにも掲載され、だれでもが施工能力を「見える」ようにします。

◆配点は25点きざみ、1項目100点満点

配点は25点以下が☆1つ、25点超50点未満が☆2つ、50点以上75点未満が☆3つ、75点以上が☆4つで、3項目(基礎情報、施工能力、コンプライアンス)ごとに100点まで配転されます。

今後、大企業本位でなく中小事業者も施工能力を正しく評価される制度となるよう、各専門工事業団体の動きを注視し、情報の共有化・意見交流が重要となります。[職域]

◆見える化制度の展開

先行する4職種団体(鉄筋、とび、型枠、機械土工)が評価基準を2020年度中に策定する予定です。国交省はCCUSと連携した見える化システムを国費で開発し、施行能力の評価制度の活用方策も示し、2021年4月から専門工事会社の施工能力の評価を開始する予定です。

全建総連は「建築大工」に関する団体と共同し、施工能力評価制度づくりを2020年度中に開始する予定です。[職域]

外国人技能実習生の CCUS登録の証明について

外国人技能実習生の受入企業と外国人材にはCCUS登録が義務付け(国交省告示)られていますが、申請件数の急増と新型コロナウイルス感染症対策により、登録完了までの作業が滞留しています。国交省は先月、外国人技能実習機構および関連団体に対して、当面の間、技能実習計画の審査はCCUSへの登録完了を求めるのではなく、CCUSへの登録申請を行ったことを証する書類(メールの写し)の提出をもって認定要件を満たすものとして取り扱うと通知しています(第63号既報)。

◆インターネットで申請した場合

申請受付メール(写し)が、登録申請を行ったことを証する書類となります。

◆郵送申請の場合

申請書番号と郵便局発行の簡易書留受領証を手元に用意し、下記に問合せ、証明書の発行を申し込みます。建設業振興基金が申請者に対して受付証明書を発行します。

(一財)建設業基金CCUSお問合せセンター
電話:03-6386-3725

〒105-0001 港区虎ノ門4丁目2番12号
虎ノ門4丁目MTビル2号館5階

◆窓口申請(認定登録機関)の場合

申請書番号と郵便局発行の簡易書留受領証を用意し、振興基金に問合せ下さい。

本部または振興基金に相談して下さい。認定登録機関でも対応できるよう事務連絡(5月8日付)をしました。

新型コロナウイルスの影響で、今後の生活や事業に大きな不安があるかと思えます。東京土建では仲間の相談を受け付けております。本部または支部へご連絡ください。

助成金や融資制度などの一例をご紹介します。各区市町村などで独自に融資制度を行っている場合もあります。

また、紙面でご紹介した内容が今後、変更になる場合もありますので最新情報はWebサイトでご確認ください。

事業者向け 中小企業庁 持続化給付金

給付対象者 法人事業者、個人事業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。

給付額 前年の総売上(事業収入)
—(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)
法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

※内容が変更になる可能性あり

中小企業 金融・給付金相談窓口 問 0570-783183

特別講習受講者対象 レベル判定無料手続き開始

CCUS特別講習の受講者向けに、4月27日より、レベル判定手数料等(4000円)が無料となる手続きが開始されました。2019年11月～2020年2月にかけて、(一財)建設業振興基金又は企業・団体等(全建総連・東京土建)が主催する特別講習を受講し、レベル判定申請をしていない方等が対象。申請は技能者の所属事業所が行います。

検索先⇒国交省HP建設技能者の能力評価について】
問合せ先 アルパデカ TEL:03-6625-4477

土・日・祝日除く 9～12:00、13～17:30

(一財)建設業振興基金 経営基盤整備支援センター

住所:〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
虎ノ門4丁目MTビル2号館6階